

新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付の利用が終了された皆さまへ

## 新型コロナウイルスの影響で生活にお困りの方に対する 総合支援資金（再貸付）のご案内

緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付の利用が終了しても、生活にお困りの方を対象に、生活困窮者自立相談支援機関による支援とともに、総合支援資金の再貸付を行います。

### ■ 対象世帯

次の要件をいずれも満たす世帯

- ア 令和3年12月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付が終了した世帯
- イ 再貸付の申請前に自立相談支援機関による支援を受けること

### ■ 貸付上限額

- ・ 2人以上の世帯の場合 20万円以内／月 × 3月以内
- ・ 単身世帯の場合 15万円以内／月 × 3月以内

### ■ 据置期間 1年以内

※ 令和6年12月末以前に償還開始予定の貸付に関しては、令和6年12月末まで据置期間を延長。

### ■ 償還期限 10年以内

### ■ 貸付利子・保証人 無利子・不要

### ■ 受付期間（受付期間が1か月延長されました）

令和3年2月19日（金）～令和3年12月31日（金）

申込みにあたり、ご準備いただくもの

住民票（原本）（世帯全員記載のもの、発行後3ヵ月以内）

総合支援資金の再貸付についても、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除できることとされており、免除要件が厚生労働省で検討されています。